

2023年9月27日

お客さま 各位

株式会社ファミリーネット・ジャパン

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」継続にともなう電気・ガス料金の 値引きの延長について

拝啓 平素より当社の電力サービス・都市ガスサービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

当社は、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下「本事業」といいます。）」への参加により、2023年1月以降の使用分（2月検針分）の電気料金から、本事業により国が定める値引き単価（以下、「値引き単価」といいます。）にもとづき電気・ガスそれぞれの使用量に応じて値引きをしております。（2023年1月18日にお知らせ掲載済み）

この度、本事業における国の方針により、当初2023年9月使用分（10月検針分）の電気料金およびガス料金までとしていた値引き措置を、当面の間（本お知らせ掲載時点では2023年12月使用分（2024年1月検針分）まで）継続することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本値引きについてはお客さまご自身でのお手続きや当社へのお申込みは不要です。

※ 本事業の詳細は[経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト](#)にてご確認ください。

敬具

記

（1）対象となるお客さま

- ・当社と電気需給契約があるお客さま
- ・当社とガス需給契約があるお客さま

（2）適用期間

2023年10月使用分（11月検針、12月請求分）から当面の間※の電気料金およびガス料金

※ 本お知らせ掲載時点では2023年12月使用分（2024年1月検針、2月請求分）まで

(3) 値引き単価について

電気	3.5 円/キロワット時 (税込)
ガス	15 円/立方メートル (税込)

(4) 値引きの方法

電気については(3)の値引き単価を反映した燃料費調整単価により、料金を算定いたします。同様に、ガスについては(3)の値引き単価を反映した原料費調整単価により、料金を算定いたします。

なお、電気の値引き単価反映後の燃料費調整単価は毎月の燃料費調整単価確定後、ガスの値引き単価反映後の原料費調整単価は毎月の原料費調整単価確定後、それぞれお客さまのマイページを通じてご案内いたします。

(5) お問い合わせ窓口

- ・「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に関するお問合せ先

経済産業省 電気・ガス価格激変緩和対策事務局 需要家向け窓口
0120-013-305 (全日 9:00~17:00)

- ・当社サービスや請求金額に関するお問い合わせ先

ファミリーネット・ジャパン でんき・ガスお客さまセンター

電気に関するお問い合わせ 0120-829-416 (平日 9:00~17:00)

ガスに関するお問い合わせ 0120-829-418 (平日 9:00~17:00)

以上